

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成25年 3 月 5 日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

鳥取県病院局管理規程第 2 号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（長期入院診療料を徴収する入院）</p> <p>第 4 条 条例別表第 1 の 8 に規定する企業管理規程で定める<u>長期の入院は、平成18年厚生労働省告示第495号（厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養）第 2 条第 7 号に規定する入院とする。</u></p>	<p>（長期入院診療料を徴収しない状態等にある者）</p> <p>第 4 条 条例別表第 1 の 8 に規定する企業管理規程で定める<u>状態等にある者は、平成18年厚生労働省告示第498号（保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等）第 9 号に規定する者とする。</u></p>

附 則

この規程は、平成25年 4 月 1 日から施行する。